

発熱などの症状があるとき⇒ かかりつけ医、または、新型コロナ医療相談センターへ
電話：**075-414-5487** (365日24時間、京都府・京都市共通)

ワクチンの申込は ⇒ 京都市ワクチン接種ポータルサイト <https://vaccines-kyoto-city.jp/>
電話：**075-950-0808 20570-040808** (毎日8:30~17:30)
FAX:**075-950-0809** (聴覚に障害のある方等、電話が難しい方)

コロナ対策・支援策 使える制度 お困りのときはご相談ください

生活保護

「生活保護の申請は国民の権利です」-厚生労働省がよびかけ(厚労省のホームページ)
生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

*扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、「保護の要件」とは異なります。また、同居していない親族に相談してからでない申請できない、ということはありません。

*住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ること同意することが申請の条件ということはありません。

*持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

*必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます。福祉事務所とご相談ください。

緊急事態宣言等を踏まえ、一時的な収入減の方の資産要件など弾力的な運用を行っています

扶養照会についての新たな国通知が出されました。要保護者の意向を尊重する方向を明らかに。

DVや虐待の場合は「要保護者の自立を阻害する」と判断、照会を行わない。また、入院・入所や生計維持者がでない場合、交流断絶など扶養できないことが明らかなき場合は、扶養が期待できないと取り扱ってよい。

扶養義務者への直接照会は、扶養義務の履行が期待できると判断されるものに対してのみ行うことを明記。

生活支援

○緊急小口資金(20万円以内) 無利子・保証人不要 (申し込み8月末まで、社会福祉協議会)

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、対象となります

※学生の方も活用できます。

返済の開始時期を2022年3月末まで延長。2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、返済は免除されます。

○総合支援資金(20万円(単身15万円)×3ヶ月・3ヶ月の延長が可能) 無利子・保証人不要 (申し込み 8月末まで、社会福祉協議会)。8月末までに貸し付けが終了した世帯に3ヶ月の再貸し付けが可能となります(合わせて9ヶ月)

※新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が対象

2022年(来年)3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、初回貸付分返済の開始時期を2022年3月末まで延長。延長分は2023年度、再貸付分は2024年度まで据え置き。

※返済免除について①初回貸付分 2021年度(令和3年度)または2022年度(令和4年度)の住民税非課税(本人および世帯主)の場合、②延長貸付分 2023年度(令和5年度)の住民税非課税の場合、③再貸付分 2024年度(令和6年度)の住民税非課税の場合、返済は免除となります。

○住居確保給付金(1人世帯上限4万円)3月末までに申請された方は12ヶ月まで延長可能

※主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合

※留学生の方も対象です。また、大学生で生計維持者として学費や生活費等を自ら賄っていた場合等も対象となります。

2021年9月末までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、3ヶ月間の再支給が可能となります。

※令和3年9月末までに申請があった場合は、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、住居確保給付金と職業訓練受講給付金の併給が可能になります。

○新型コロナ対応休業支援金

① 2020年4月1日から2021年4月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者で、休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方 休業前賃金の8割(日額上限11,000円)

(10~12月分の申請は7月末までに延長。1~4月の申請は、7月末まで)

② 大企業に雇用されるシフト労働者等(※)で、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方

(※)労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

2020年12月21日~2021年4月30日(緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末)の休業

休業前賃金の80%

2020年4月1日~6月30日までの休業 休業前賃金の60% (申請7月末まで)

③ 5, 6, 7月について 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例(地域特例)

知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、1日あたりの支給上限額が11,000円
それ以外は、日額上限9,900円に〈申請9月末まで〉

店舗が入居しているショッピングセンターの施設全体が休館し休業となった場合なども対象になります。
シフト制、日々雇用、登録型派遣の方も雇用実態により対象となります。(2020(令和2)年4月~9月の休業についても、7月末まで受付期間延長)アルバイトの学生、短時間休業も対象です。雇用保険の被保険者でなくても対象となります。事業主の協力が得られない場合も申請できます。

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）
給付額 児童一人あたり一律5万円

(ひとり親世帯)

- ア 2021年4月分の児童扶養手当を受けている方（申請不要）
- イ 公的年金を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（申請必要）
- ウ コロナの影響で家計が急変し、児童扶養手当の対象となる水準に下がった（申請必要）

申請 2022年2月28日（月）まで

申請日の翌月末までに支給（不備がない場合）

(その他低所得の子育て世帯)

- ア 2021年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、2021年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要）
- イ 対象児童を養育している方で、2021年度分の住民税均等割が非課税（例：高校生のみ養育世帯）
- ウ 1月1日以降、収入が減収し、住民税比改税相当の収入となった世帯等（イ・ウは、要申請）

申請は 2022年3月上旬まで

問合せ専用窓口 電話222-4310（平日9時~17時） FAX354-5189

○償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付（詳細が発表されたらお知らせします）

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付について、限度額に達している、再貸付不承認などの困窮世帯に対する支援金
対象：緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の限度額に達している世帯や、再貸付不承認となった世帯
生活保護世帯は除く

収入が、市民税均等割非課税額の1/12+住宅扶助基準額以内。資産要件、求職等要件があります。

支給月額：単身6万円、2人世帯8万円、3人世帯10万円（3ヶ月間）

申請受付：7月~8月末

○国民健康保険傷病手当（対象期間が延長されています）

※国保の被保険者で給与の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるために労務に服することができなくなった方が対象です。

・対象期間：2020年1月1日~

○国民健康保険料減免

※世帯の主たる生計維持者の事業等の収入が10分の3以上減少した場合（所得要件等あり）

詳細は少しお待ちください

事業者支援

○雇用調整助成金特例

4月末まで 上限（1日）15,000円（解雇を行わない場合10/10）

5, 6, 7月 上限（1日）15,000円（解雇を行わない場合10/10）

まん延防止重点地域・緊急事態宣言発令地域において要請を受け時短協力等をする事業主、経営難（直近3ヶ月で30%減少）の事業主は4月までと同水準

それ以外は上限（1日）13,500円（解雇を行わない場合9/10）

○営業時間短縮に伴う協力金

協力金コールセンター TEL：075-365-7780（平日、土 9:30～17:30）

① 京都府緊急事態措置協力金(4月25日～5月11日実施分)

a) ・京都府内の飲食店、喫茶店、遊興施設（食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗）にたいし、酒類を提供またはカラオケ施設を提供する場合は休業を、しない場合は5時から20時の時短営業を要請。結婚式場については、酒類提供・カラオケ施設の使用自粛と5時から20時までの時短を要請。

・中小企業の場合、売上高に応じて1日4万円～10万円

（前年または前々年の同月の1日あたり売上高×0.4）

大企業の場合、売上げ減少額に応じて1日最大20万円

（前年または前々年の同月比での1日あたり売上げ減少高×0.4）

b) ・施設の床面積合計1,000㎡超である映画館等、運動・遊戯施設、博物館等、遊興施設、サービス業に対し休業を要請。施設の床面積の合計が1,000㎡超の商業施設（生活必需物資販売施設以外）に対し、生活必需物資販売を除く休業を要請。カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗）は休業を要請。

・大規模施設にたいして、20万円/日を支給。

当該施設のテナント店・出店者に対して、2万円/日を支給。

カラオケ店（食品衛生法に基づく飲食店、喫茶店営業の許可を受けていない）に対して、2万円/日を支給。

② 京都府緊急事態措置協力金(5月12日～5月31日実施分)

a) ・京都府内の飲食店、喫茶店、遊興施設（食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗）、カラオケ店にたいし、酒類を提供またはカラオケ施設を提供する場合は休業を、しない場合は5時から20時の時短営業を要請。

b) ・施設の床面積合計1,000㎡超である商業施設、屋内運動・遊技施設、遊興施設、サービス業に対し営

業時間短縮（5時～19時）と土日の休業（但し生活必需物資の小売・サービスは除く）を要請。**施設の床面積の合計が1,000㎡以下の同施設**（生活必需物資販売・サービス除く）に対し、営業時間短縮（5時～20時）と入場整理を要請。

- c) **劇場・映画館等、集会・展示施設、ホテル・旅館、屋外運動施設・遊技施設、博物館等**にたいし、人数制限、時間短縮営業を要請。**結婚式場**については、酒類提供・カラオケ施設の使用自粛と5時から20時までの時短、1.5時間以内の開催、参加人数の制限を要請。**葬祭場**については酒類提供の自粛を要請。

上記①②のうち、飲食店の申請受付 6月7日(月)～7月8日(木)(消印有効)

WEB申請または、郵送申請（郵送の場合、レターパックライトかレターパックプラスで）

〒603-8799 京都北郵便局留 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局

飲食店以外の協力金の申請については、公表されていません。少しお待ちください。

③ 京都府緊急事態措置協力金(6月1日～6月20日実施分)

a) ・**京都府内の飲食店、喫茶店、遊興施設**（食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗）、**カラオケ店**にたいし、酒類を提供またはカラオケ施設を提供する場合は休業を、しない場合は5時から20時の時短営業を要請。

b) ・**施設の床面積合計1,000㎡超である商業施設、遊技施設、遊興施設、サービス業**に対し営業時間短縮（5時～19時）と土日の休業（但し生活必需物資の小売・サービスは除く）を要請。**施設の床面積の合計が1,000㎡以下の同施設**（生活必需物資販売・サービス除く）に対し、営業時間短縮（5時～20時）と入場整理を要請。

- c) **劇場・映画館等、集会・展示施設、ホテル・旅館、運動施設・遊技施設、博物館等**にたいし、人数制限、時間短縮営業を要請。**結婚式場**については、酒類提供・カラオケ施設の使用自粛と5時から20時までの時短、1.5時間以内の開催、参加人数の制限を要請。**葬祭場**については酒類提供の自粛を要請。

○緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受けた中小企業への月次支援金（4月～）

- ① 緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業・外出自粛等の影響を受けている
- ② 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少している

中小法人等 上限 20万円/月

個人事業者等 上限 10万円/月 で、2019年または2020年同月からの売上減少額を支給

・月ごとの申請です。初めての申請時に登録確認機関の事前確認が必要ですが、一時支援金ですでに確認を受けている場合は不要です。

コールセンター 0120-211-240 登録確認機関専用 0120-886-140

申請サポート会場 京都タワーホテル8F、タワーホテル4F（TKPガーデンシティ京都）

申請受付:4,5月分:6月16日～8月15日(特例の申請受付は6月30日～)

6月分:7月1日～8月31日

特例:確定申告義務がない個人事業主や、新規開業、罹災、合併、NPO法人等

※酒類販売事業者には、京都府の上乗せ支援があります。中小法人等20万円、個人事業者等10万円
詳細については公表されていません。少しお待ちください。

○京都市中小企業等再起支援補助金

- ① 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主で、3月までの時短要請協力金の対象とならず、2020年12月～2021年3月までの任意の1月の売上が前年または前々年同期比で50%以上減少しているもの。(2020年4月以降開業の場合、対象月の直前3か月の平均売上高に比する)
- ② 主たる事業所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店街、業界団体。

補助対象経費：「感染防止対策」や「事業を継続させるための新たな取組」のための経費

(2/3以上の金額は府内調達するなどが条件)。

ア 感染防止対策 (消毒液、マスク、空気清浄器、パーティション、仕切り板、サーモグラフィーなど)

イ 事業・経営改革 (ネット販売のシステム構築、テレワーク導入のためのパソコン・タブレット、経営改革に向けたコンサルティング等、キャッシュレス対応など)

ウ 販路開拓、売上向上、事業継続を図るための取組 (新商品の開発、ホームページ制作・広告、販売促進用のチラシ作成、従業員等のスキルアップ研修、店舗改装費など)

※3月1日以降の新たな雇用や契約に係る京都府内在住者の人件費や京都市内に所在する家賃は申請することができません

補助上限：法人・団体15万円、個人事業者10万円 補助率：3/4

事業対象期間：2021年3月1日から7月16日

申請方式：事後申請 (事業実施後に根拠資料添付のうえ申請)

申請受付期間：4月12日から7月30日

※問い合わせ 0570-003-756 (平日9:00～17:00)

○中小企業デジタル化 推進事業

幅広い業種の中小企業や業界団体を対象に、専門家を派遣し、分析したそれぞれの課題解決に向けたITツールの選定から導入までを支援するとともに、システム導入費等を補助。 ※支援の可否は審査にて決定 (支援件数120件程度) ※令和2年度京都市予算「中小企業等IT利活用支援事業」の採択を受けた者は対象外 ※詳細は <http://www.chuokaikyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-100.html>

【受付期間】 令和3年5月24日～令和3年6月25日

【相談先】 京都府中小企業団体中央会「中小企業 デジタル化推進事業」

事務局 TEL：075-708-3701 (平日 9:00～17:00) E-mail：cd02@chuokai-kyoto.or.jp

※問い合わせは、原則 E-mail で

【支援内容】

ア. 専門家派遣

経営や業務に関する課題の分析、課題解決のためのIT化の方針等を事業者と共に検討

・回数：最大5回 ・費用：無料

イ. 補助金

アの専門家派遣で検討したIT化の方針等を実現するためのシステム導入等を補助

・補助率：3/4以内

・上限：100万円・対象経費：ITシステム導入費等

○実質無利子の政府系金融機関による融資は、12月末まで延長されます

○京都市「事業者向け支援制度一覧」

※その他の事業者向けの補助金や資金繰り支援などは「事業者向け支援制度一覧」をご覧ください。

URL→ <https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000270/270350/kigyoshien0507.pdf>

○より詳細な相談は「日本共産党京都市議員団」か「京都府商工団体連合会」へ

※京都府商工団体連合会 相談フリーダイヤル 0120-22-0000

芸術・文化活動への支援

○京都市中小企業等再起支援補助金(再掲)

- ① 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主で、3月までの時短要請協力金の対象とならず、2020年12月～2021年3月までの任意の1月の売上高が前年または前々年同期比で50%以上減少しているもの。(2020年4月以降開業の場合、対象月の直前3か月の平均売上高に比する)

個人事業者(フリーランス)：実演家、アーティスト、技術スタッフ、デザイナー、スポーツ選手等

法人：スペース・施設運営、教室運営、企画政策を行う事業者等

- ② 主たる事業所を市内に設けている又は構成員の半数以上が市内に事業所等を設けている商店街、業界団体。：事業協同組合等

補助対象経費：(2/3以上の金額は府内調達するなどが条件)。

ア 感染防止対策(事務所、アトリエ等の消毒液、マスク、空気清浄器、パーティション、仕切り板、サーモグラフィーなど)

イ 活動のPR(チラシ等の印刷、ホームページ制作、オンライングッズ販売のシステム構築等)

ウ オンラインでの作品発表、動画配信(機材購入、配信スタッフ謝金等)

エ 新たな事業の展開(グッズや書籍の制作、事務所やアトリエの改装、3月1日以降の新たに雇用した京都府内在住者の人件費、京都市内に新たに借りたアトリエ、スタジオ等家賃)

補助上限：法人・団体15万円、個人事業者10万円 補助率：3/4

事業対象期間：2021年3月1日から7月16日

申請方式：事後申請(事業実施後に根拠資料添付のうえ申請)

申請受付期間：4月12日から7月30日

※問い合わせ 0570-003-756(平日9:00~17:00)

文化芸術総合相談窓口 252-2162(平日10:00~18:00)

○文化芸術総合相談窓口(KACCO)

文化芸術活動に関する相談に、関係機関や法律の専門家と連携して対応

京都府の文化力チャレンジ補助金、文化財活用推進事業補助金(6月11日まで)の相談も

京都芸術センター(平日10:00~18:00) 電話 252-2162

学生・若者への支援

○学費が払えないとき

大学等修学支援制度(給付奨学金+授業料減免)

※世帯年収380万円以下(モデル世帯)が対象。コロナ減収後の見込み年収で申請可。

「家計急変」は随時受付。

※お問い合わせは各学校、日本学生支援機構へ

・学校独自の授業料減免が受けられる場合もあります。

○奨学金を返せないとき

返還の減額、猶予制度 日本学生支援機構(奨学金相談センター)0570-666-301

※減額…年収325万円以下(個人事業主などは所得225万円以下)

※猶予…年収300万円以下(個人事業主などは所得200万円以下)

・コロナでの「家計急変」は減収後の推定年収で申請可

○生活費が足りないとき 社会福祉協議会(再掲)

総合支援資金(単身世帯月15万円×原則3カ月まで)6月末までに貸し付けが終了した世帯に3ヶ月の再貸し付けが可能となります(合わせて9ヶ月)。

緊急小口資金(上限20万円)8月末まで

○家賃を払えないとき 社会福祉協議会

住居確保給付金(家賃3カ月分を給付、最長12カ月)

※親から支援を受けていない自宅外の学生も。留学生も対象です。

○新型コロナ対応休業支援金は、学生アルバイトも対象です(上記参照)

○年金保険料を払えないとき

学生納付特例制度(納付猶予)

※自身の収入が年118万円以下の学生が対象 ※コロナ減収の場合は所得見込みで申請可

○医療費を払えないとき

全国に無料・低額診療の医療機関があります ※「保険証がない」「お金がない」方もご相談ください

○お仕事の困りごと

失業、解雇、休業補償などの相談窓口 ※全労連 労働相談ホットライン 0120-378-060